

2020年1月30日

内閣総理大臣
安倍 晋三 殿

**新型コロナウイルス関連肺炎について
万全の対策を求める緊急申し入れ**

国民民主党 新型コロナウイルス対策本部
本部長 玉木 雄一郎

2020年1月30日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

新型コロナウイルス関連肺炎について万全の対策を求める緊急申し入れ

国民民主党 新型コロナウイルス対策本部
本部長 玉木 雄一郎

中国・武漢市で発生した新型コロナウイルス関連肺炎の感染が国境を越えて拡大し、多数の死者や患者が出ている。わが国でも患者が確認され、感染拡大に対する国民の不安は日々増大している。

私たちとしても、国民の健康と命を守るためには政府に協力を惜しまない。その観点から現時点において考えられる提案をとりまとめたので、以下のとおり申し入れる。

1. 2月7日とされている指定感染症、検疫感染症指定の政令施行については、事態の緊急性を踏まえ、可能な限り早期に行うこと。
2. 政府支援により帰国する者については、事前に帰国後の検査受検について同意を得ておくこと。
3. 関係国や国際機関に適切な情報開示を求めるとともに、国内における感染状況や対策について、国民に迅速な情報提供を行うこと。また、国民に対しては感染が疑われる場合の医療機関での受診方法、医療従事者に対しては患者が来院した際の対応を周知徹底すること。
4. 全国の空港・港湾等の検疫体制の強化など水際対策に万全を期すること。特に、検疫に際して疑似症患者を隔離・停留できるようにするとともに、入国審査官と検疫官の間で感染に関する情報共有を徹底して必要な措置が取れるようにすること。
5. 感染発生地域からの帰国者に対して、受け入れ施設等に一定期間滞在してもらう等、対策を強化すること。
6. 国内各地における適切な検査・治療体制を迅速に整えること。また、入院ベッドの確保に万全を期すこと。

7. マスクや手指消毒用のアルコールの確保に向け、万全の対策を講じること。また、風評被害対策についても対策を講じること。
8. 治療法・ワクチンの開発に官民挙げて全力で取り組むこと。
9. 感染者が確認された国に在留する邦人を支援し、安全を確保すること。
10. 観光をはじめ、経済的に影響を受ける地域、企業に必要な応じ適切な支援等を行うこと。

以上